

会則第34条に定める緊急時対応規程

(目的)

第1条 会則第34条に定める緊急時対応規程(以下、本規程という。)は、自然災害、感染症の流行などで総会及び常務委員会を開催することが著しく困難であり、かつ議決すべき議案につき、書面又は電磁的方法による議決が出来ない場合の緊急措置について、その詳細を定めることを目的とする。

(議案別緊急措置)

第2条 議案の種別ごとに次のとおり対応するものとする。

(1) 次年度の事業計画及び収支予算案に関する議案

(ア) 次年度の事業計画及び収支予算案が編成できていない場合は、当年度の経常計画及び経常予算を次年度の経常計画及び経常予算とみなし執行できるものとする。ただし、総会及び常務委員会が開催できる状況になった場合には、遅滞なく本事業計画及び本収支予算案を編成し、承認を受けなければならない。

(イ) 次年度の事業計画及び収支予算案が編成され、既に常務委員会で承認を受けている場合は、これを次年度の事業計画及び収支予算とみなし執行できるものとする。ただし、総会が開催できる状況になった場合には、遅滞なく報告しなければならない。

(2) 当年度の事業報告及び決算案に関する議案

総会及び常務委員会が開催できる状況になった場合には、遅滞なく事業報告案及び決算案を作成し、承認を受けなければならない。

(3) 役員(会長・委員・監事)の選任に関する議案

現職会長、現職委員、現職監事は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務にあたるものとする。ただし、常務委員会で会長候補者、委員候補者、監事候補者の推薦が決定している場合には、これらの候補者を正式の会長・委員・監事とみなすものとする。ただし、総会が開催できる状況になった場合には、遅滞なく報告しなければならない。

(4) 会則の変更に関する議案

総会及び常務委員会が開催できる状況になった場合には、遅滞なく会則の変更案を作成し、承認を受けなければならない。

(制定及び改廃)

第3条 本規程の制定及び改廃は、総会の意見を聴いた上で常務委員会において決する。

附則 本規程は、2020年11月8日から施行する。